

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	平成22年度第12回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会												
開会及び閉会日時	平成22年11月1日(月) 午前9時30分～午前11時15分												
開催場所	北本市文化センター第3研修室												
委員長氏名	委員長 河井宏暢												
出席委員(者)氏名	加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢												
欠席委員(者)氏名	なし												
説明者の職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一												
事務局職員職氏名	協働推進課 課長 柴崎照夫 主幹 長嶋太一 主事補 長谷川知亮												
会議次第	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">1</td> <td>開</td> <td>会</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2</td> <td>議</td> <td>題 (1) 北本市協働推進条例に位置づける項目の検討 (2)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3</td> <td>そ</td> <td>の 他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4</td> <td>閉</td> <td>会</td> </tr> </table>	1	開	会	2	議	題 (1) 北本市協働推進条例に位置づける項目の検討 (2)	3	そ	の 他	4	閉	会
1	開	会											
2	議	題 (1) 北本市協働推進条例に位置づける項目の検討 (2)											
3	そ	の 他											
4	閉	会											
配布資料	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>次第</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>北本市市民と行政との協働推進計画(市民との協働による豊かな地域社会の実現のために)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>北本市協働推進条例の研究について</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>NPO・ボランティアとの協働事業等調査票(21年度実績)(色分け済)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>北本市協働推進条例に位置づけるべき項目(案)</td> </tr> </table>	1	次第	2	北本市市民と行政との協働推進計画(市民との協働による豊かな地域社会の実現のために)	3	北本市協働推進条例の研究について	4	NPO・ボランティアとの協働事業等調査票(21年度実績)(色分け済)	5	北本市協働推進条例に位置づけるべき項目(案)		
1	次第												
2	北本市市民と行政との協働推進計画(市民との協働による豊かな地域社会の実現のために)												
3	北本市協働推進条例の研究について												
4	NPO・ボランティアとの協働事業等調査票(21年度実績)(色分け済)												
5	北本市協働推進条例に位置づけるべき項目(案)												

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>1 開 会 これより、平成22年度第12回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を開催する。</p>
河井委員長	<p>2 議 題 前は、北本市における「協働」のあり方について、各委員それぞれの考えを述べてもらった。</p> <p>配布資料「NPO・ボランティアとの協働事業等調査票（21年度実績）」を見ると、「協働」に対する行政の考え方は各課の担当者によって異なるようだ。こうした状況を踏まえると、協働推進条例に位置づける具体的な項目を討議及び決定するのは、現段階では時期尚早のように思う。本日は、条例の今後の検討の進め方についても含め議論を行いたい。まずは、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>配布資料『北本市市民と行政との協働推進計画（市民との協働による豊かな地域社会の実現のために）』は、市民と市が協力して平成19年に策定したものです。今回の北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員の中では、高橋（伸）委員、古賀委員、河井委員に御協力をいただきました。</p> <p>本計画22ページの図9に「協働の領域」が示されています。5つの領域に左から順にABCDEと記号をふると、BからDの部分が本計画で想定する「協働」の領域となります。</p> <p>一方で、北本市自治基本条例では、BC部分を北本市における狭義の「協働」の分野と定義し、D部分を北本市における「市民活動支援」の分野と定義しています。</p> <p>ただし、概念図上は各概念がきれいに分割されていますが、現実のケースではどこが切れ目なのか判断が難しい場合があります。</p> <p>前回の会議で、「協働」の定義や関係者同士の共通認識が不十分であるとの御指摘を受けましたので、各概念を整理するために本計画を配布いたしました。</p> <p>配布資料『NPO・ボランティアとの協働事業等調査票（21年度実績）』は、第9回委員会で配布したものと同一資料（県の調査に対する回答）ですが、北本市自治基本条例における「協働」と「市民活動支援」の概念に沿って事務局側で色分けを行いました。濃い色がついている方が、北本市自治基本条例における「協働」の分野と考えられる事業です。</p>
高橋（伸）委員	<p>本計画を策定した際には、市民活動団体のみを念頭に置き検討を進めた。今回、協働推進条例を策定するにあたり、民間営利企業と市との関係について、協働の観点からどのような整理を行うかが議論となっている。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>事業者として営利活動を行っていても、各事業の公益性をもって非営利性を判断していく必要があります。</p> <p>関連して、前回議論になった点ですが、市がNPOへ指定管理を要請することは、北本市自治基本条例における「協働」に該当すると考えられます。</p>
河井委員長	<p>前回配布された『あだち協働ガイドライン』では、指定管理を「協働」の一形態として整理している。</p>
事務局	<p>資料の説明を続けます。</p> <p>事業者との協働について、『NPO・ボランティアとの協働事業等調査票（21年度実績）』のNo. 5、6、10、11は、市内建設組合やJR、商工会といった「営利企業」が主体となっていますが、これらの事業をまちづくりや公益性の観点から評価すると、「協働」事業と判断することができます。</p> <p>『北本市市民と行政との協働推進計画』19ページから21ページに挙げられた形態の中では、(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)が、北本市自治基本条例における「協働」の形態と判断できます。</p> <p>こうした各概念の定義やこれまでの市民検討委員会での意見、他自治体の事例を参考に「北本市協働推進条例に位置づけるべき項目(案)」を議論のたたき台として作成しましたので、御確認ください。</p>
河井委員長	<p>ただいまの説明内容からはやや外れるのだが、議論を行う大前提として、北本市における協働をいかにして進めていくかについてここであらためて確認したい。</p> <p>協働の推進のためには、市民自身が市に協働事業を提案する流れに持っていかなければならない。ただ、現在の市民に「何か協働事業を提案してほしい」と囁きに働きかけても、有効な事業提案はなされないだろう。やはり、現在行政の守備エリアとされている中ではこういった事業であれば市民との協働が可能だ、ということを行行政自身が市民に提示していく必要がある。</p>
高橋（伸） 委員	<p>市は、何か事業を行う際に、「これは協働で実施できないか」「協働で実施した方が低コストだから市民のためになるのではないか」と一度立ち止まって考える習慣をつけないといけない。市民は、市が各事業を協働で行わないことに対して意見をするようであればならない。協働で行わないのは行政の怠慢なのだ、という考え方</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>を、市民も行政も当たり前にしていく必要がある。</p> <p>協働推進条例はある程度抽象的なものになってしまうかもしれないが、ガイドラインは行政職員が具体的に動けるような形で策定していかなければならない。</p> <p>足立区のガイドラインは多少細かすぎるという印象を持つが、条例を実質的に機能させるには、行政の進む方向をこのガイドラインのような形で適切に明示する必要がある。事業提案をただ「市民に持ってこい」ではなく、行政職員が市民にヒアリングをしながら提案シートを作成できる形になっているところが評価できる。</p> <p>協働推進条例は、市民活動支援や市民参画の分野とも強く関連してくる。予算措置が伴う部分があるため、有効に機能する形で11月中に議論をまとめ3月議会に法案を提出するというのは、やはり難しいのではないかと。</p>
高橋（伸） 委員	<p>具体的に機能する条例にするには、本市民検討委員会が平成23年度も活動し、議論をさらに詰めていく必要があると思う。</p> <p>ただ、北本市の進む方向性を示すために、条例を抽象的ではあってもシンボリックな形として先行的に制定することも重要だと考える。</p>
古賀委員	<p>行政側の大幅な意識改革は必要だと思うが、協働推進条例の制定の有無に関わらず、現在行っている協働事業についてはこれまで以上に推進していかなければならない。</p>
河井委員長	<p>市民は協働を日常的に意識しているわけではないのが現実である。協働推進条例の施行時には市民からの事業提案がゼロという事態も当面あり得る、という前提に立ち、それでも対応できるよう、行政側の意識改革と事務体制の整備及び改善が必要だ。</p>
高橋（伸） 委員	<p>「参画」は個人レベルで行うことが可能だが、「協働」は原則として主体が「団体」であることを前提としている。市民活動団体の育成のためには、市民活動支援の分野も併せて議論する必要がある。</p>
河井委員長	<p>まちづくりについて市民がどのように考えているのか、行政に対し丁寧に説明していかなければならない。</p> <p>協働推進条例の条文をつくるのは易しいが、きちんと生きる条例を目指さなければならぬ。私は、この協働推進条例を制定し市の情報公開の改善が的確に実現されなければ、せっかく制定した自治基本条例が活かされないと思っている。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
古賀委員	『北本市市民と行政との協働推進計画』を策定した時の一つのテーマは、市民団体の共同事務所を創設しようというものだった。各ボランティア団体等はあらゆる角度から行政側と接点を持とうとするが、それらの団体をまとめる事務局体制がやはり必要である。
河井委員長	<p>次回委員会は、市民参画推進条例について庁内検討委員会との協議の場を予定している。事務局によれば、その回を除くと、市の予算上、今年度はあと2回しか委員会を開催できないということであった。2日間合宿する等して無理やり議論すれば何らかの形で案がまとまるのかもしれないが、施行した条例が具体的に機能しないのでは制定する意味がない。</p> <p>協働の問題について、行政の側では職員にどのような教育・指導を行うのか、それをもって行政活動にどのように反映させていくのか、市民団体に対し真摯な説明を行う場を設ける必要がある。</p>
秋吉委員	今年度中に条例をまとめたとしても、行政職員が来年4月から頭を切り替えて条例が示す通りにすぐに動けるのかは疑問だ。
事務局	職員研修などを通じて対応していくことになると思います。
秋吉委員	<p>せっかく熱心に討議して条例化できても、全く活用できないというのでは絵に描いた餅になってしまう。行政と市民がばらばらに検討を進めるのではなく、時間をかけてでも両者が話し合い、具体的に機能する条例にすべきだ。</p> <p>北本市は7万人の都市である。東京都等の大都市とは異なるのだから、行政職員と市民が「みんな」で考え方を共有できるように議論を進めたい。</p>
河井委員長	<p>自治基本条例制定の際も、自治基本条例制定研究懇話会のメンバーが出席して、市職員を対象とする勉強会を実施した。ただ、その時は、各課の担当が具体的に〇〇する、といった内容ではなかった。</p> <p>一方で今回の協働推進条例は、行政職員の日々の具体的な業務内容にも大きく影響してくるものだ。マニュアルや勉強会等、協働に対する行政職員の認識を高めるための取り組みや工夫が必要だ。</p>
高橋（伸）委員	東京都足立区では、協働推進条例を制定せずにガイドラインで運用しているとのことだった。悪くない形だとは思いますが、それで適切な運用ができるのはまれな例ではないか。やはり、先に条例を制定し、その条例に則してガイドラインを策定していくべきだと思う。

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秋吉委員	<p>根拠となる条例が存在すれば、協働分野で市政運営に問題が生じた場合にも議会で追及することが可能となる。また、行政運営は年度で区切る傾向があるため、来年度に条例を制定し再来年度から施行するとなると対応が遅れてしまうのではないか。</p> <p>以上により、多少抽象度は高くなろうとも協働推進条例を先行してまとめ、それに則った形でガイドラインを策定し、北本市の協働体制を着実に強化していくのが適切な手順ではないか。</p>
河井委員長	<p>協働推進課をはじめ、4月の異動で各課の担当者が替わってしまった場合に、協働に対する市の考え方が全く様変わりしてしまうのでは困る。</p>
河井委員長	<p>北本市自治基本条例が既に制定及び施行されている。その条文中で「別に条例で定める」と規定されているものについては早急な議論を要するため、まちづくりに対する市の検討姿勢に大きな変更が生じることはないのではないか。</p>
宮城委員	<p>何か問題が発生した際に、市民は行政組織に一体的に対応してもらいたいと考える。しかし行政組織は複雑な縦割り構造であるため、市民は往々にしてどこの窓口に行ってもよいかわからなくなる。こうした状況を建設的に改善するためには、行政活動の全てを統括した窓口を設け、そこに持ち込まれた案件を適切な部署に振り分けていくようにすべきである。縦割り構造をただ批判するだけでなく、市民と市を繋ぐために縦割り構造をうまく活用する工夫が必要である。</p>
河井委員長	<p>それを組織的にやろうとしたのが千葉県松戸市等の「すぐやる課」だと思われる。相談や苦情を一つの窓口で受け、他部署に振り分けていくものである。</p>
高橋（伸）委員	<p>協働のまちづくりの推進にあたってそのような総合窓口を設けることを担保するのも、この条例の役割の一つと考えている。</p> <p>協働推進条例がなくとも足立区のように積極的に対応することは理論上可能かもしれないが、条例を制定することで、市民の側から行政に対して行政改革の覚悟を要求することができる。</p>
関山委員	<p>高橋（伸）委員の、条例制定後にガイドラインを構築していくべきという主張に賛同する。行政組織を動かすためには1年、2年、と長い年月をかけて規則の検討を進めていかなければならない。多少抽象的な内容であっても、大本となる条例は早急に先行制定すべ</p>

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
矢澤委員	<p>きだ。</p> <p>市民参画推進条例の検討の頃から総合窓口の話がたびたび議論になっているが、行政側では、機構改革に際しそのような窓口を創設するという話は出ているのか。</p>
事務局	<p>市民検討委員会で提起された問題点は庁内で共有できるよう努めていますが、委員会の意見を市民の意見としてまとめ行政の上層部に的確に答申していただくことが、早期の現状改善に繋がるのではないかと考えます。</p>
加藤副委員長	<p>行政とたびたび関わる市民も、事業の担当者とは比較的気軽に意見交換するが、その上司に直接意見を伝える機会は少ないかもしれない。</p> <p>先ほどの総合窓口の話だが、市民課にすでに存在する「総合窓口」を発展的に充実させていくことで対処できないものだろうか。</p>
河井委員長	<p>組織図上には総務部市民課市民相談担当、とあるが、こういった役割を果たしているのか、市民にはわかりにくい。</p>
矢澤委員	<p>議論を整理する。ただいま本委員会で問題となっているのは、市民参画、協働推進、市民活動支援に関する市民からの相談や問い合わせを統括的に受け付ける総合窓口の整備が必要だ、というものだ。こういった業務を前提とすると、現在の市民課の体制では対応は難しいだろう。</p> <p>市民参画や協働に関して市民からの相談を受け付け、最終的な報告を作成し、関係各課に照会をかけ、市民に回答する。また、全体の計画管理やその報告などを行う。こうした体制の整備のためには、組織機構を整理し、相談対応が可能な職員を重点的に配置し、併せて問題を市民感覚で考えられる経験豊富な市民をメンバーに加えていく必要があると思う。</p>
関山委員	<p>質問だが、『北本市市民と行政との協働推進計画』28～29ページには、「市民公益活動支援センター」が市民団体と行政とを繋ぐ役割として示されているが、これは既に整備されているのか。</p>
事務局	<p>北本市コミュニティセンター内に「市民活動支援『コーナー』」を設置し、オープン時には臨時職員を配置したことがありました。しかし、市民公益活動支援センターに求められる業務をこなすには体制として不足していたため、現在では打ち合わせスペースや情報掲</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加藤副委員長	<p>示スペースを設けるに留まり、形骸化しているのが現状です。ハード面での「センター」が本当に必要か否かも含めて検討していく必要があると思います。</p> <p>また、北本市NPO法人情報交換会等では、新庁舎建設の際に庁舎内に「センター」施設を併設し行政との連携や市民の利便性を向上させ協働推進体制を強化すべきである、といった意見が出されています。</p> <p>「センター」を活用し市民活動を活性化させるためには、やはり庁舎内に併設されていた方がよいだろう。</p>
関山委員	<p>もし「センター」を設置するのであれば、行政職員だけでなく、コンサルタント等の経験がある市民活動支援に明るい市民や専門家を構成員に加えるべきである。</p>
高橋（伸）委員	<p>そのような「センター」や共同事務局等を北本市で創設するにあたっては、「まちづくり観光協会」が一つの参考事例になるのではないか。まちづくり観光協会では、市役所第4庁舎内に事務局を設置し、パートタイマー事務員として人件費を時間給800円、年間約145万円計上している。私自身が理事を務めているため事業内容には一考二考あるところだが、市民と行政との間で取りまとめを行うためには事務局を必ず設置すべきである。まちづくり観光協会では、市からの補助金が削減される際に、代替措置的に庁舎内の空きスペースを事務局設置場所として提供してもらった経緯がある。</p>
河井委員長	<p>各委員が所属している市民団体では、各事務局をどのような形で運営しているのか。順に紹介いただきたい。</p>
加藤副委員長	<p>北本市自治会連合会の連絡調整事務は、市のくらし安全課が行っている。</p>
須藤委員	<p>北本市コミュニティ協議会と市の連絡調整事務については、市のくらし安全課が事務局を担っている。各地域コミュニティ委員会の連絡調整事務は、各地区公民館で行っている。</p>
高橋（陽）委員	<p>北本市ボランティア連絡会の連絡窓口の役割は、北本市総合福祉センター内の北本市社会福祉協議会が担っている。事務局としてどこかの場所を貸借しているわけではない。</p>
古賀委員	<p>北本市ごみ減量等推進市民会議の事務局は、市のくらし安全課である。ただ、市と団体が互いに疑心暗鬼になっている現状の関係を</p>



## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秋吉委員	<p>考えると、そろそろ本格的な独立も考えなければいけない時期に来ているように感じる。市内のボランティア関係団体で統合的な窓口を設置する等、様々な選択肢を考慮し、検討を進めたい。また、社会における公共性とは何なのか、あらためて腰を据えた議論が必要である。</p> <p>北本市社会福祉協議会では市内8圏域において各団体が独立採算で活動しているが、総とりまとめをする事務局は北本市総合福祉センター内北本市社会福祉協議会に置かれている。</p>
河井委員長	<p>各委員から、所属団体の事務局について紹介をいただいた。市民活動を推進するにあたって、事務局を市に依存するという形は、やはり変えていかねばならないと感じる。</p>
秋吉委員	<p>小学校等の空き教室を地域団体の事務局として貸借してはどうか。市民がお金を出し合えば、運営は十分可能だと思う。</p>
高橋（伸）委員	<p>少なくとも3年は先になると思うが、市民活動に活用可能な事務スペースを市新庁舎に併設すべき、という議論はなされているようだ。</p>
秋吉委員	<p>設置が強く望まれている市民参画・協働・市民活動支援の総合窓口がその事務スペースと同じ場所に設置されれば、市民の利便性が向上し、行政との協力体制も強化されるだろう。</p> <p>ただ、こうした議論が存在すること自体が、市民あるいは数多くの市民団体へ正確には伝わっていないように感じる。行政やまちづくりの透明性を、更に高めていかなければならない。</p>
河井委員長	<p>協働推進条例を制定していない現在でも『北本市市民と行政との協働推進計画』に基づいて市政運営がなされているという話だが、先日の高橋（伸）委員の「北本市中央公民館パソコンルーム運営などに関するご提案」の話等を聞くと、協働の意識が行政にはまだまだ浸透していないものと危惧している。</p>
高橋（伸）委員	<p>市が前回にパソコンを導入した際には文部科学省からの補助金が出たが、今回は市で費用負担する必要があるため躊躇したのではないかと思う。</p>
河井委員長	<p>そうはいつでも、市民が提案したものを行政は考慮もせずただ拒絶した、という印象を受けた。協働の意識が行政と市民とでの的確</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
古賀委員	<p>に共有されていなければならない。「『協働』をやりなさい」とただ予算をつけるだけでは、新しいまちづくりは進展しないだろう。</p> <p>パソコンの話に関しては、経費の額が少額だったということで審議過程をオープンにしなかったのだと思う。</p>
関山委員	<p>『あだち協働ガイドライン』を初めて目にした際は、「ああ、市民と市の理想的な『協働』とはこういうものだったのだ」と深く感心した。しかし、今回『北本市市民と行政との協働推進計画』を手にとって、大まかな内容は足立区のものと同様ではないかとひどく驚いた。計画が策定された平成19年度来この通りに適切に市政を運営がなされていたら、今回の協働推進条例の検討は必要なかったのではないだろうか。なぜ計画通りに実現されてこなかったのか、よく研究しておく必要がある。</p>
高橋（伸）委員	<p>『北本市市民と行政との協働推進計画』は、北本市協働推進計画策定委員会の市民委員の議論のアウトプットとしてではなく、その委員会の議論を踏まえた上で庁内で編纂したものである。</p> <p>市民活動推進を目的とした「中間組織」を必要とする考え方は、国際常識だ。</p> <p>日本における中間組織の中では、昭和30年台に全国的に設置された商工会が先進事例だ。地元の商工が安定的に発展しなければまちづくりも税徴収もうまくいかないという問題意識の下で整備が進んできたものと考えられるが、企業に対する経営指導を行う一方で数多くの行事の運営などに追われ、事務全体が煩雑になっているようだ。</p> <p>北本市で開催されるまつりには市役所だけでなく北本市商工会も大きく関わるが、まつり自体が本当に市民のためになっているのか常に思案しながら、協働して現状の改善を図っていく必要がある。北本まつりの宵まつりのねぶたは開催時季が全国的にも珍しく話題性があるよいかもかもしれないが、市外からの集客がどの程度かは不明瞭である。また、外部から来た露天商ばかりが儲けているのが現状であり、地元経済への活性化効果の精確な測定が必要だ。</p>
河井委員長	<p>市民検討委員会のこれからの議論の方向性について確認する。</p> <p>まず、協働推進条例と市民活動支援施策は、来年度にかけて一体的に検討する。それに伴い、市民検討委員会は来年度も継続して開催したい。両案の策定に際しては、市内の市民活動団体にアンケートをとり、市民活動にとって適切な条例の形を研究していきたい。</p> <p>次に、第13回委員会で開催が予定されている庁内検討委員会委員との協議については、これも一つの協働作業であると委員の皆さ</p>

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>んにも理解いただきたい。何が何でも我々の意見をごり押しすることも許されないし、我々の中で納得のいかない部分は遠慮せずに指摘しなければならない。</p> <p>以上二点について、了承していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">——同 了承——</p> <p>我々は、一般的な市民と比較すれば市民活動等の経験が豊富であるため、協働の適切なあり方について感覚的に理解しやすいと思う。しかし、市民活動全体に広く影響を及ぼす協働推進条例や市民活動促進施策を策定するにあたっては、日々の理論武装を怠ってはならない。いろいろな文献に目を通し、着実に研究を進めていきたい。</p> <p>3 その他</p> <p style="text-align: center;">次回委員会は11月12日（金） 午後1時30分から午後4時30分まで 北本市文化センター第2研修室で開催予定</p>
事務局	<p>次回の市民検討委員会は庁内検討委員会委員との協議を予定しています。結論に到達するまでの調整に時間がかかる可能性があるため、普段よりも長い審議時間を確保しています。</p> <p>市民参画推進、協働推進、市民活動支援について、これまでの議論の中で市民検討委員会が特に重視しているのは、以下の3点であると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政職員の意識改革</li> <li>・ 市民参画／協働／市民活動支援のための行政総合窓口の整備</li> <li>・ 市民活動団体主体の共同事務局の設置</li> </ul> <p>これら3点を踏まえ、議論を詰めていきたいと思えます。</p>
加藤副委員長	<p>4 閉 会</p> <p>それでは、これをもって平成22年度第12回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を終了する。</p>